

厚生労働省
東京労働局発表
平成30年9月4日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 高橋 仁 主任監察監督官 白浜 弘幸 (電話) 03(3512)1612
----	--

東京都内の労働基準監督署における平成29年の定期監督等の実施結果

～77%の事業場に法違反の改善指導を実施～

東京労働局（局長 前田芳延）では、平成29年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等の結果について取りまとめましたので、公表します。

【定期監督等の実施結果のポイント】

- | | |
|--|------------------|
| 1 定期監督等の実施事業場： | 10,607 事業場 |
| このうち、8,201 事業場（全体の77%）で労働基準関係法令違反あり。 | |
| 2 主な違反内容 | |
| (1) 違法な時間外労働があったもの： | 2,779 事業場（26.2%） |
| (2) 割増賃金不払があったもの： | 2,328 事業場（21.9%） |
| (3) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの： | 2,159 事業場（20.4%） |

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。

平成 29 年の定期監督等の実施状況

表 1 定期監督等の実施事業場数

	定期監督等 実施事業場数(A)	労働基準関係法令違反 があった事業場数(B)	B/A (%)
合計	10,607	8,201	77.3%
製造業	900	763	84.8%
鉱業	1	1	100.0%
建設業	4,323	3,250	75.2%
運輸交通業	385	293	76.1%
貨物取扱業	53	36	67.9%
農林業	4	3	75.0%
畜産・水産業	0	0	
商業	1,672	1,395	83.4%
金融広告業	173	115	66.5%
映画・演劇業	60	51	85.0%
通信業	40	23	57.5%
教育研究業	396	300	75.8%
保健衛生業	400	353	88.3%
接客娯楽業	702	573	81.6%
清掃・と畜業	131	105	80.2%
官公署	2	1	50.0%
その他の事業(注)	1,365	939	68.8%

(注) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 主な違反内容

労働基準法違反

労働条件明示 (15条)	賃金不払 (24条)	労働時間 (32・40条)	休憩 (34条)	休日 (35条)	割増賃金 (37条)	就業規則 (89条)	賃金台帳 (108条)
1,492	577	2,779	334	209	2,328	1,081	1,518

労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制 (10～19条 (14条を除く))	作業主任者 (14条)	安全基準 (20～25条)	衛生基準 (20～25条)	特定元方事業者 ・注文者 (30・31条)	定期自主検査 (45条)	作業環境測定 (65条)	健康診断 (66条)
870	368	2,159	327	685	193	174	1,729

表3 主な違反の事例

<p>労働条件の明示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートタイム労働者を雇い入れる際には労働条件を示す書面を交付していたものの、正社員に対しては口頭でしか説明していなかった。(商業) ・ 有期契約労働者の労働条件通知書において、「更新の基準」の記載がなかった。(教育研究業) ・
<p>労働時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラブル・顧客への対応のため、時間外労働に関する協定(36協定)に定める限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせていた。(最長月247時間)(その他の事業) ・ 人手不足のため、自動車運転手に時間外労働に関する協定(36協定)に定める限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせていた。(最長月159時間)(運輸交通業)
<p>割増賃金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定時間分の時間外労働に対する割増賃金を固定で支払っていたが、実際の時間外労働がその時間を超えたにもかかわらず差額の支払が行われていなかった。(接客娯楽業) ・ 1日30分未満の時間外労働時間が一律に切り捨てられて、その分の割増賃金が支払われていなかった。(商業) ・ 割増賃金の計算誤り(住宅の状況にかかわらず、一律に支給されていた住宅手当を算入していなかった)のため、割増賃金に不足が生じていた。(建設業)
<p>就業規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10名以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労基署への就業規則の届出がなく、また、年次有給休暇の付与日数が少ないなど、法定の基準を下回る記載が認められた。(その他の事業)
<p>賃金台帳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務職以外の労働者について、労働時間管理を行っておらず、賃金台帳に「労働時間数」「時間外労働時間数」等を記載していなかった。(建設業)

最低賃金	<ul style="list-style-type: none"> 改定された最低賃金額を知らなかったため、賃金が最低賃金額を下回っていた。(商業)
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> 安全装置が有効に機能しない足踏式プレス機を使用させていた。(製造業)
衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> アーク溶接作業に従事する労働者が着用していたマスクが国家検定ではなかった。(製造業)
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断による有所見者について医師からの意見聴取を行っていなかった。 また、有機溶剤業務を行う労働者に対し、6か月以内ごとに1回、「有機溶剤業務健康診断」を実施していなかった。(その他の事業)